



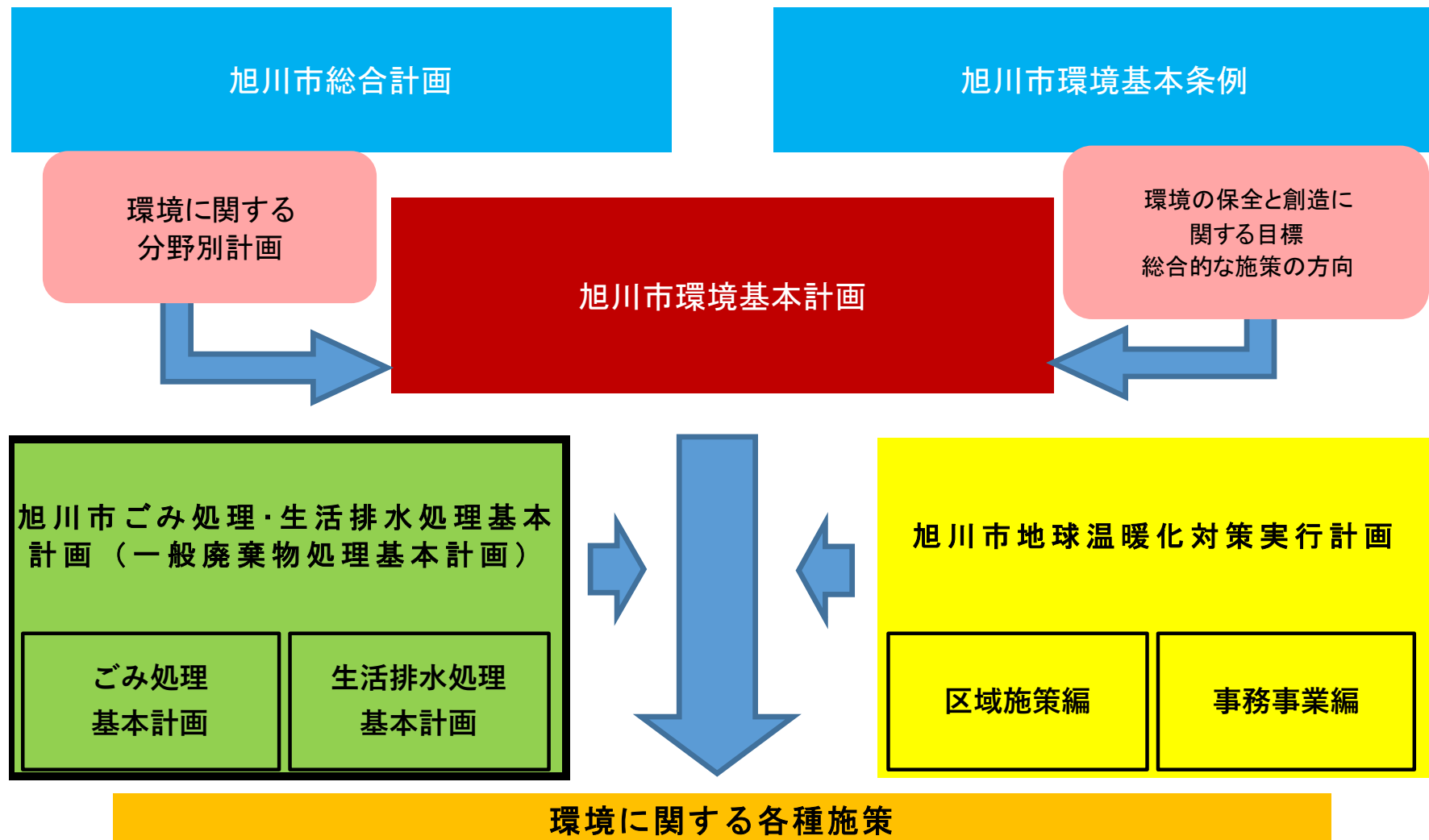
令和7年度 一般廃棄物関係主要事業について

令和7年7月4日

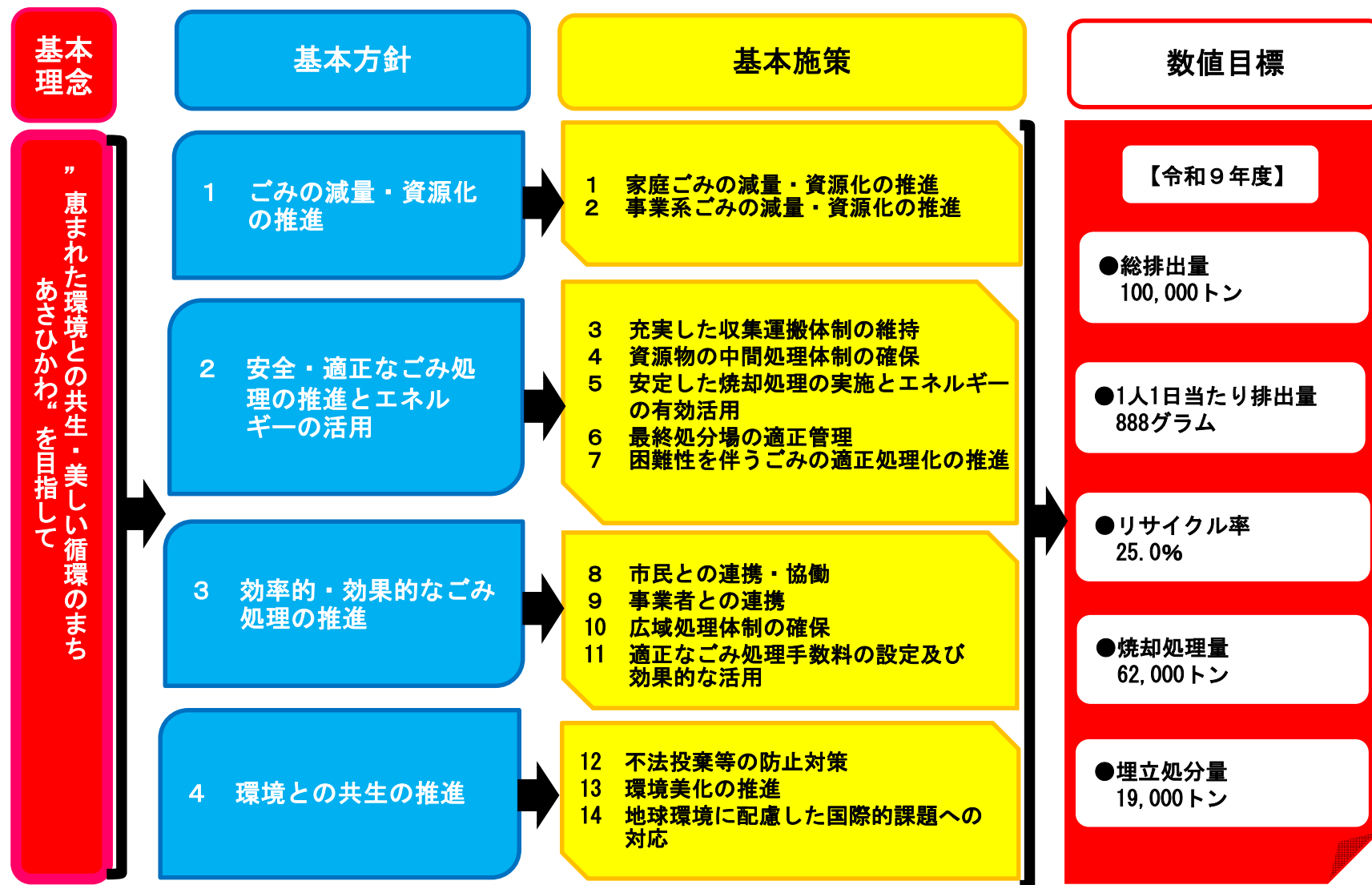
旭川市 環境部

ASAHIKAWA CITY

ごみ処理基本計画について（位置付け）



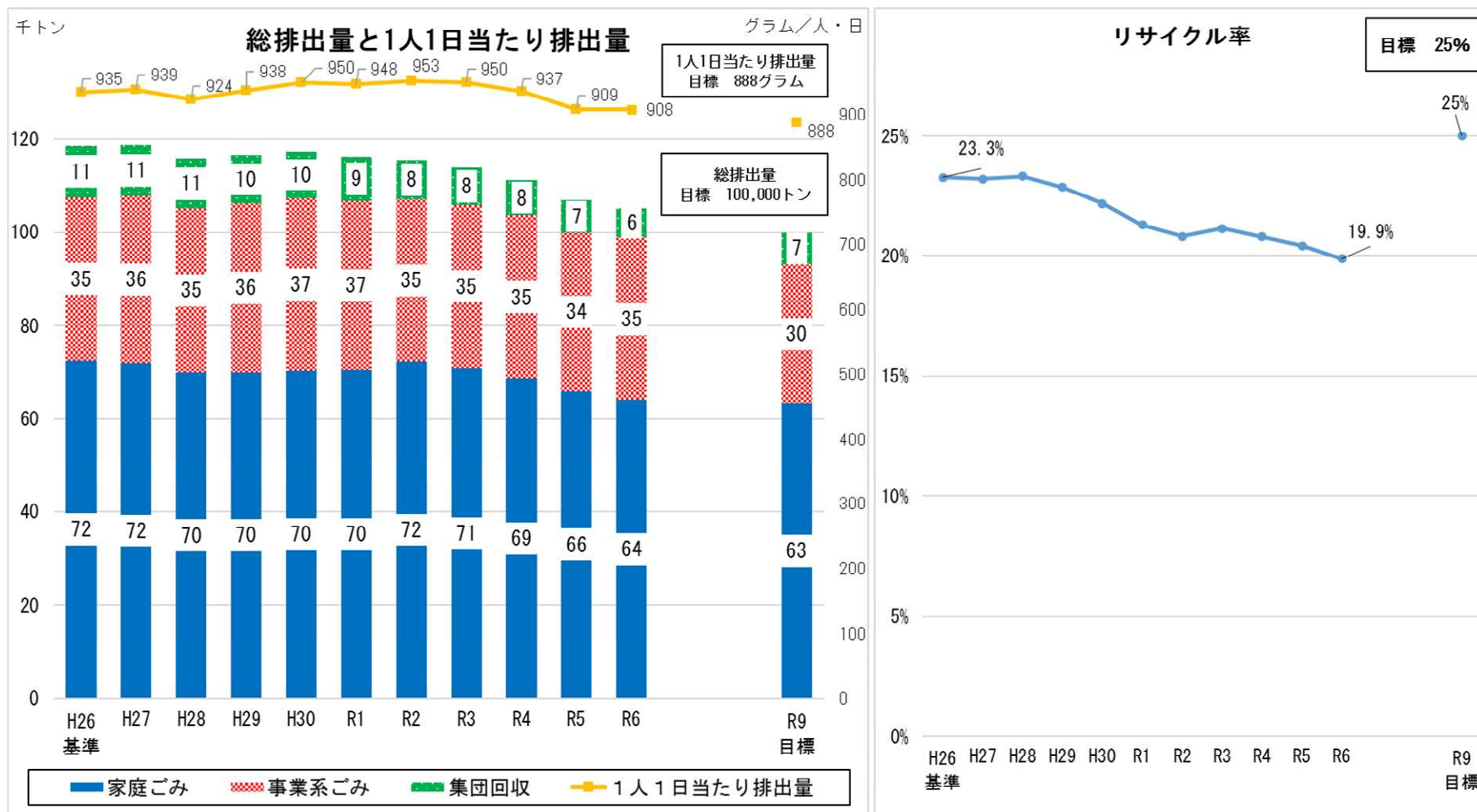
ごみ処理基本計画について（体系・目標）



目標に対する進捗状況



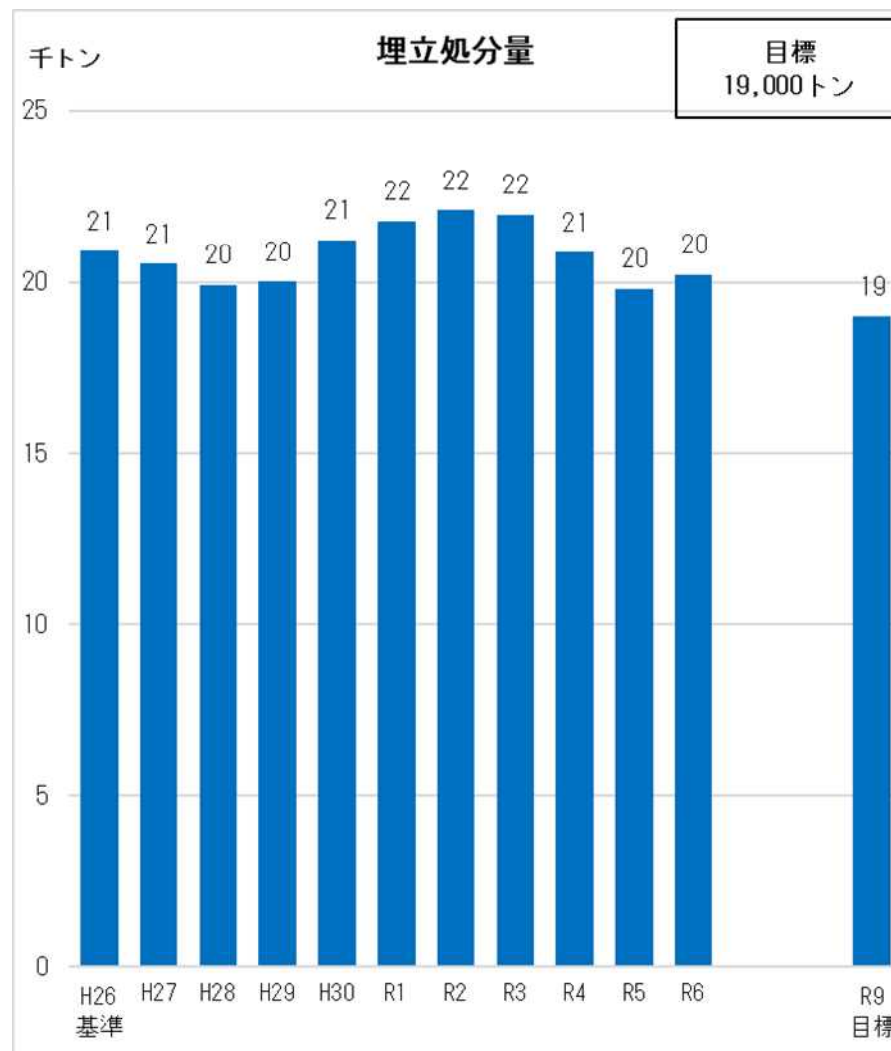
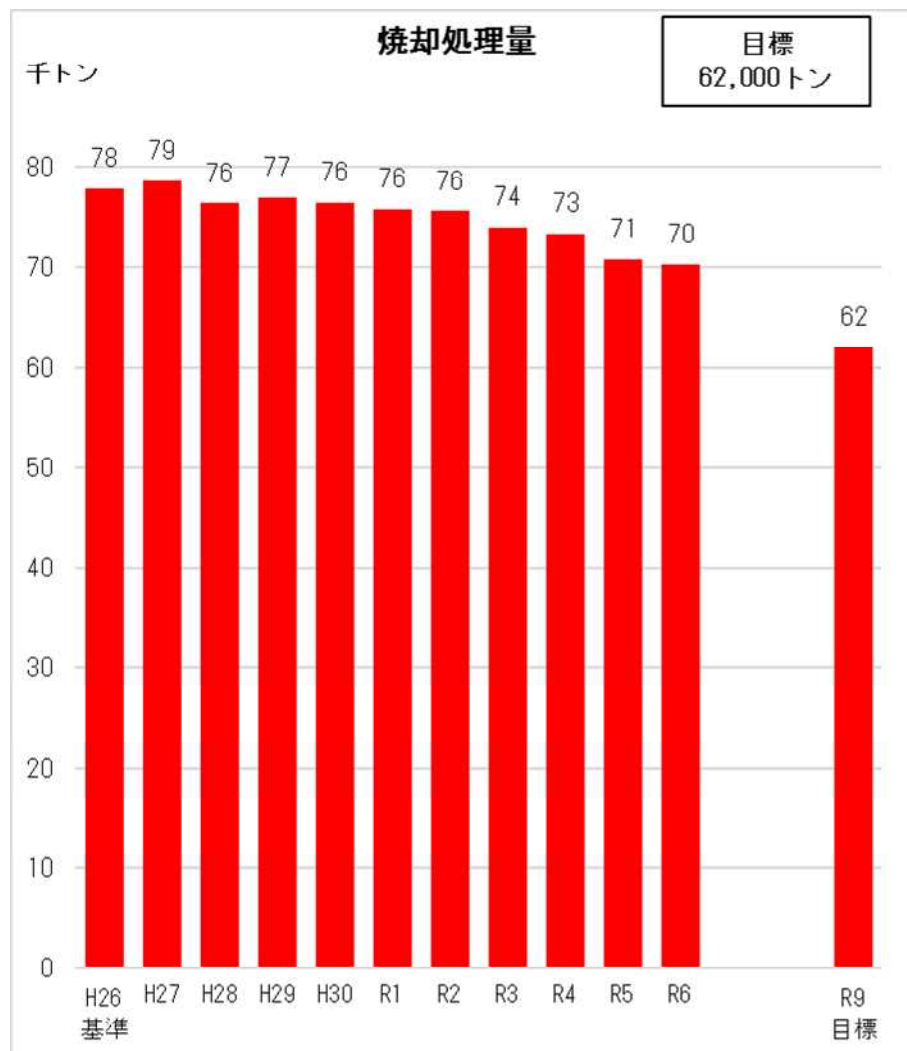
ごみ総排出量とリサイクル率の推移



目標に対する進捗状況



焼却処理量と埋立処分量の推移



現状と課題



ごみ総排出量（１人１日当たり排出量）

【現状】

- ・ごみ総排出量は基準年より減少。目標達成には、更に約６千トンの減量が必要
- ・家庭ごみは、可燃ごみや資源物が人口の低下率以上に減少
- ・事業系ごみの排出量は横ばい

【課題・対応】

- ・ごみの減量・資源化の推進が必要
- ・家庭ごみに係る取組を継続（フードドライブ等）
- ・事業系ごみのうち、特に食品ロスの削減に係る取組を強化

リサイクル率

【現状】

- ・基準年より低下。目標達成には約５ポイントの引き上げが必要
- ・町内会等の集団回収量の減少が顕著（全国的な新聞の発行部数減少の影響大）
- ・算定に含まれない民間（店頭回収など）による資源化の拡大

【課題・対応】

- ・新たな資源化の取組を検討（製品プラスチックの分別収集・資源化）
- ・民間の資源化量も含めた算定方法の検討

焼却処理量・埋立処分量

【現状】

- ・焼却処理量は基準年より減少。目標達成には更に約９千トンの削減が必要
- ・埋立処分量は、ほぼ横ばいで推移。目標達成には約１千トンの削減が必要。家庭ごみの処分場自己搬入が増加

【課題・対応】

- ・焼却処理量、埋立処分量の削減には、ごみの減量・資源化の推進が必要
- ・家庭ごみ、事業系ごみそれぞれについて、減量・資源化の取組を検討

基本方針①【ごみの減量・資源化の推進】



【令和6年度の実績】

●基本施策1 家庭ごみの減量・資源化の推進

- ・ パネル展示やホームページでの周知啓発
- ・ 子ども向け体験イベントの実施（玩具の修理2回73個、おもちゃと絵本の交換会2回 持込330個 引渡321個）
- ・ 生ごみ堆肥化の推進（講習会8回148人参加、相談会1回9人参加）
- ・ あさひかわエコショップの利用推進（認定61店舗）
- ・ 食品ロス削減の推進（出前講座5回99人参加、冷蔵庫整理整頓セミナー1回69人参加、フードドライブの実施（R6.5月～R7.3月））
- ・ 集団回収の推進（再生資源回収奨励金交付）（回収実績：約6,300 t）
- ・ プラスチック資源循環の計画的な推進

●基本施策2 事業系ごみの減量・資源化の推進

- ・ 食品ロス削減協力店（飲食・小売店）（登録19店舗）
- ・ ごみ減量等推進優良事業所（認定98事業所）
- ・ 多量排出事業者へ訪問調査、指導・助言（31件訪問）
- ・ 食べマルシェ等、イベントの発生ごみの分別・適正処理の周知

基本方針①【ごみの減量・資源化の推進】



【令和7年度の主な取組】

●基本施策1 家庭ごみの減量・資源化の推進

- ・プラスチック資源循環促進法への対応検討【予算なし】

〔方向性〕➤回収対象：100%プラスチック製品のみ

➤収集方法：プラスチック製容器包装と混合でステーション収集

➤再商品化：日本容器包装リサイクル協会へ委託

〔検討事項〕➤中間処理施設での作業内容・経費の精査

➤モデル事業の実施方法

➤分別区分変更に係る市民周知の方法

➤汚れたプラ容器の焼却処理移行（焼却施設周辺地区の理解が前提）

- ・フードドライブ【予算なし】

総合庁舎1階ロビーで常設開催し一定の効果を確認。食品を必要としている方々への福祉施策でもあることから、福祉保険部とも連携し、回収食品の提供先を拡充して実施する。

●基本施策2 事業系ごみの減量・資源化の推進

- ・食品ロス削減協力店（飲食・小売店）【ごみ減量アクション推進費：7千円】

広報誌で協力店を募集するほか、ホームページで事業周知や登録店を紹介するなどして、R14までに登録店舗100か所を目指す。

基本方針①【ごみの減量・資源化の推進】



○製品プラスチックの分別収集対応、汚れたプラ容器の焼却移行イメージ

【分別変更内容】

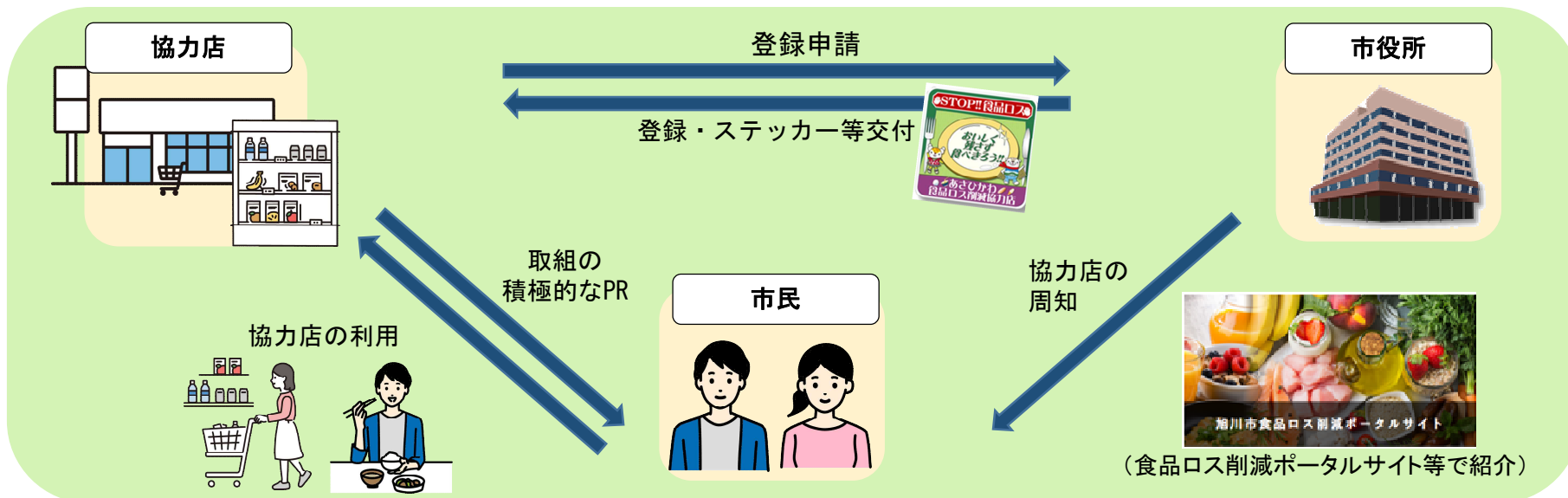
品目	汚れ	排出区分	
		現行	移行後
プラスチック製 容器包装	なし	プラスチック製容器包装 排出量5,657t（R6実績）	プラスチック製容器包装 ＋製品プラスチック
	あり	燃やせないごみ 排出量326t（R6推計）	燃やせるごみ
製品 プラスチック	なし	市内7か所で拠点回収 排出量17t（R6実績）	プラスチック製容器包装 ＋製品プラスチック
		燃やせないごみ 排出量688t（R6推計）	
	あり	燃やせないごみ	燃やせないごみ

基本方針①【ごみの減量・資源化の推進】

●フードドライブ



●食品ロス削減協力店（飲食・小売店）



基本方針②【安全・適正なごみ処理の推進とエネルギーの活用】



【令和6年度の実績】

●基本施策3 充実した収集運搬体制の維持

- ・安定したごみ収集運搬体制の維持（家庭ごみ収集車：63台）

●基本施策4 資源物の中間処理体制の確保

- ・（仮称）旭川市リサイクルセンターの建築及び外構工事

●基本施策5、基本施策6 安定した焼却処理の実施とエネルギーの有効活用、最終処分場の適正管理

- ・適切な維持管理及び安全で安定した運転管理（焼却70,342 t、埋立20,224 t）
- ・施設保全計画に基づく計画的な施設改修
- ・発電電力の売却及び余剰電力等の施設利用（115,290千円）
- ・近文清掃工場の再延命化工事
- ・次期最終処分場の基本設計及び各種調査

●基本施策7 困難性を伴うごみの適正処理化の推進

- ・破損・膨張等したモバイルバッテリー等への対応検討

基本方針②【安全・適正なごみ処理の推進とエネルギーの活用】



【令和7年度の主な取組】

●基本施策4 資源物の中間処理体制の確保

- ・(仮称)旭川市リサイクルセンターの選別処理設備及び外構工事
【缶・びん等資源物中間処理施設整備費：315,065千円】

●基本施策5 安定した焼却処理の実施とエネルギーの有効活用

- ・近文清掃工場の再延命化工事
【近文清掃工場基幹的設備改良事業費：2,452,370千円】

●基本施策6 最終処分場の適正管理

- ・次期最終処分場の整備に向けた測量、実施設計等
【廃棄物最終処分場改修費：199,033千円】

●基本施策7 困難性を伴うごみの適正処理化の推進

- ・破損・膨張等したモバイルバッテリー等の拠点回収【予算なし】
クリーンセンター、近文リサイクルプラザの2施設で回収を開始（R7.4月～）
- ・リチウム蓄電池等の適正処理【予算なし】
R7.4.15付け環境省通知を踏まえた対応の検討（自治体による分別収集）

基本方針②【安全・適正なごみ処理の推進とエネルギーの活用】



新たな資源物中間処理施設「（仮称）旭川市リサイクルセンター」



住 所：旭川市東旭川町上兵村282番地

階 数：2階建て

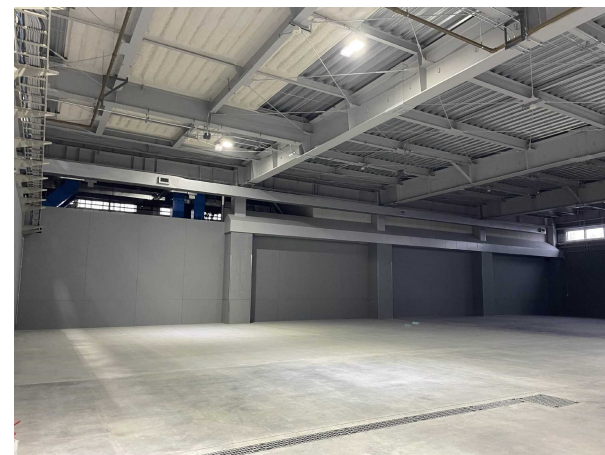
処理対象物：空き缶、空きびん、家庭金物、紙パック

処理能力：20t/日（1日当たり5時間稼働）

- ・1階にエントランスホール、2階に見学用通路・研修室等を設置。
- ・資源循環、その他環境に係る諸課題について実際に見て感じることができる施設を目指す。



びん手選別
コンベア



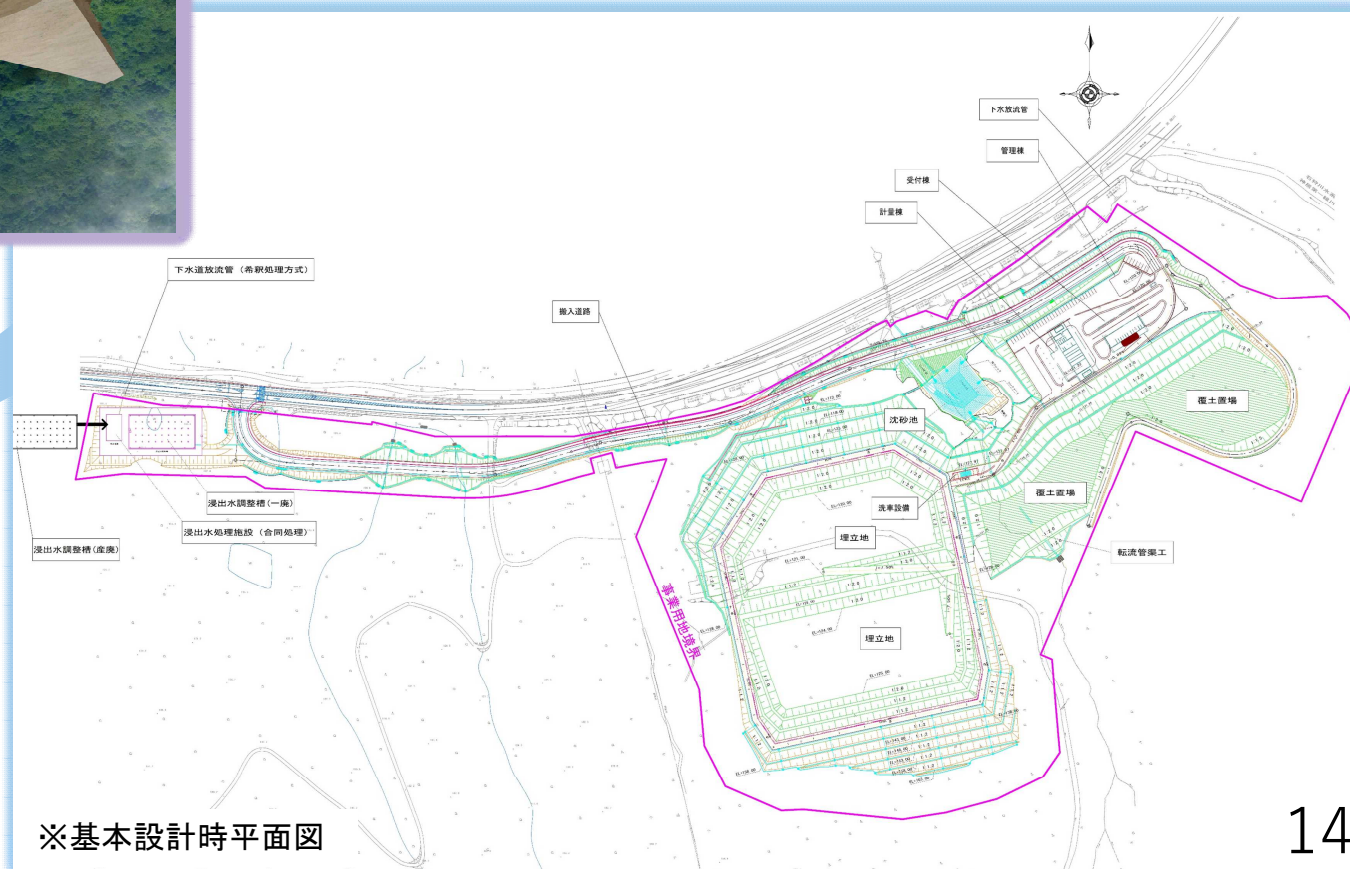
搬入ストック
ヤード

An aerial photograph of the proposed development site. The image shows a road at the top, a parking area with several cars, and a new building footprint with landscaping. A north arrow is in the top right corner.

- ・ R5年度に基本計画を策定。規模やイメージ図等で施設の全体像を示した。
- ・ 昨年度は基本設計を実施。基本計画を基に施設の仕様や詳細な図面等を作成した。



今年度は事業用地を確定する測量
や実施設計に着手。



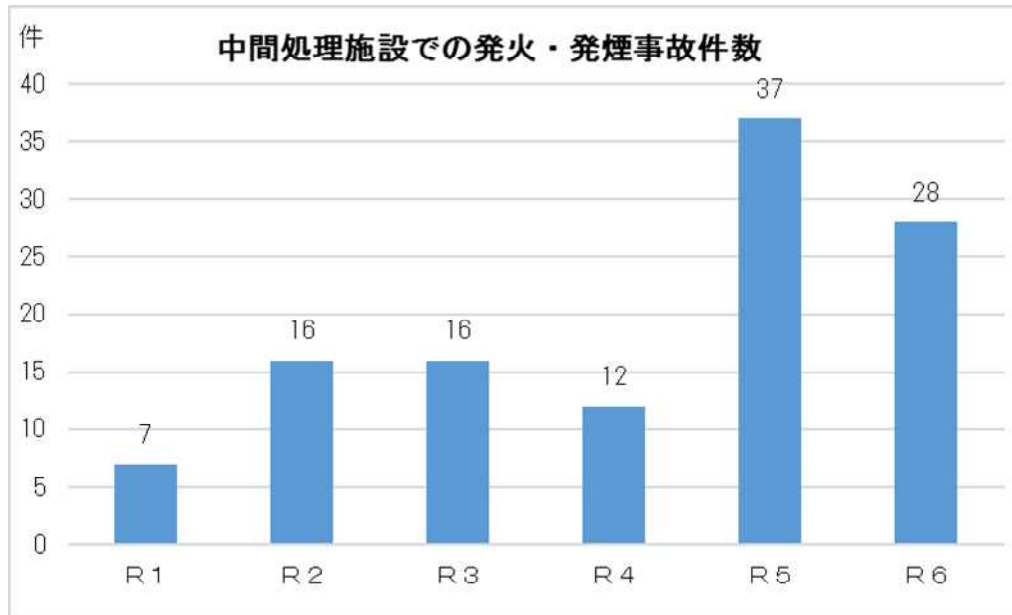
基本方針②【安全・適正なごみ処理の推進とエネルギーの活用】



ごみ処理施設整備スケジュール

施設名 \ 年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
【新設】 （仮称）旭川市 リサイクルセンター	現施設（リサイクルプラザ） 供用期間	選別設備工事 供用準備	供用開始 （R7.10～予定）				
	外構工事						
【再延命化】 近文清掃工場	現施設の延命化期間（概ねR9まで）		再延命化後稼働期間 （概ねR27まで）				
	建設工事						
【新設】 次期最終処分場	現施設（廃棄物処分場）供用期間						供用開始 （埋立期間…15年間）
	基本設計	実施設計					
	環境影響調査	地質調査		建設工事			
		用地確定測量	用地取得				

基本方針②【安全・適正なごみ処理の推進とエネルギーの活用】



発火・発煙の主な原因（過去5年間の内訳）

- ・加熱式たばこ：62件
- ・モバイルバッテリー等：16件
- ・リチウムイオン電池：4件

正しい分別方法

加熱式たばこ

回収対象

プルーム ウィズ グロー ビューズ
 Ploom、with、glo™、Vuse

⇒ リサイクル回収協力店へ
 リサイクルマークを掲示している
 たばこ販売店

回収対象外または店舗へ持ち込めない

⇒ 燃やせないごみ

モバイルバッテリーや
小型充電式電池

⇒ JBRC回収協力店へ

JBRCの協力店に登録された
 家電量販店、電器店、ホームセンターなど

Li-ion
 リチウム
 イオン電池

Ni-Cd
 ニカド電池

Ni-MH
 ニッケル
 水素電池

対象外
 のもの

★R7. 4月より、クリーンセンター、近文リサイクルプラザの2施設で
破損、膨張等したモバイルバッテリー等の拠点回収を実施

16

基本方針③【効率的・効果的なごみ処理の推進】



【令和6年度の実績】

●基本施策8、基本施策9 市民・事業者との連携・協働

- ・ごみステーション環境整備の推進（カラス対策ネット119枚貸出、カラス対策ステーション22個貸出、適正排出協力員191名登録）
- ・粗大ごみのオンラインによる受付開始（R6.6月～）
- ・粗大ごみ収集の配車・ルート作成の自動化に向けた実証実験

●基本施策10 広域処理体制の確保

- ・1市8町2組合で構成する上川中部地域ごみ処理広域化対策協議会の開催（2回）
- ・鷹栖町の可燃ごみ受け入れ（25 t）

●基本施策11 適正なごみ処理手数料の設定及び効果的な活用

- ・事業継続に必要な内容を精査し関連事業費に充当

基本方針③【効率的・効果的なごみ処理の推進】



【令和7年度の主な取組】

●基本施策8、基本施策9 市民・事業者との連携・協働

- ・粗大ごみオンライン受付の利用推進

【粗大ごみ収集デジタル化事業費：103千円】

市HPやデジタルサイネージ、分別アプリ・SNS等を利用して周知を行う

- ・粗大ごみ収集の自動配車・ルート作成システムの導入【予算なし】

R8年度早期のシステム導入に向けて費用対効果等の検討を進める

●基本施策11 適正なごみ処理手数料の設定及び効果的な活用

- ・ごみ処理手数料の見直し【予算なし】

基本方針③【効率的・効果的なごみ処理の推進】

粗大ごみのオンライン受付の利用拡充

インターネットによるオンライン受付の開始（R6.6～）



市 民



電話受付

平日9時～17時
土・日・祝日は休み

オペレーター



オンライン受付

24時間
365日受付可能

オンライン化のメリット

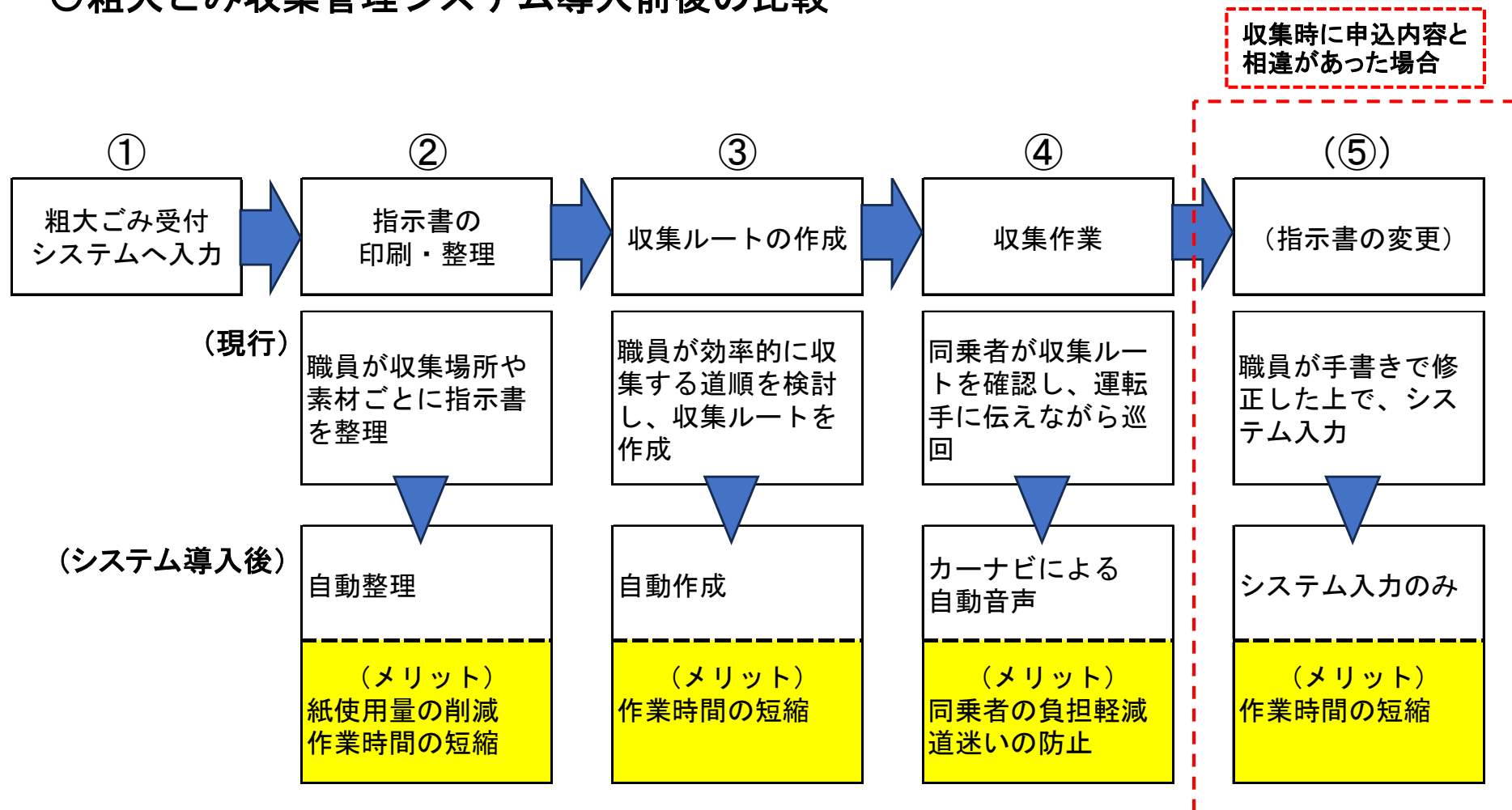
- 24時間365日、市民の都合に合わせて申込み可能
- 休み明け電話受付の混雑緩和
- オペレーターの負担軽減
- より丁寧な受付対応

実績：R7.2～R7.4の直近3か月件の粗大申込件数10,075件
うち、オンライン申込件数 1,752件（17.4%）
当面の目標としてオンライン比率20%を目指す

基本方針③【効率的・効果的なごみ処理の推進】



○粗大ごみ収集管理システム導入前後の比較



基本方針④【環境との共生の推進】



【令和6年度の実績】

●基本施策12 不法投棄等の防止対策

- ・職員及びボランティア協力員による不法投棄監視パトロール（通年：約290回）
- ・不法投棄防止啓発看板等の設置（看板 106箇所 のぼり旗 42枚）

●基本施策13 環境美化の推進

- ・全市民が環境美化に取り組む「クリーン旭川運動」の推進
参加者〔春〕13,120人、〔秋〕8,905人
ボランティア清掃ごみ袋交付（45L 約72,000枚、10L 約13,000枚）
清掃活動優良者の表彰（7人、2団体）
- ・ごみのポイ捨て禁止に係る周知啓発
ごみのポイ捨て禁止運動参加者〔春〕1,710人、〔秋〕1,390人
ひろえば街が好きになる運動参加者75人
社会貢献活動を積極的に行う団体を支援する「旭川市ポイ捨て禁止運動
取組団体認定制度（ポイ禁チャレンジ）」を新設（登録25団体）

基本方針④【環境との共生の推進】



【令和7年度の主な取組】

●基本施策12 不法投棄等の防止対策

- ・職員による不法投棄監視パトロール【不法処理防止等推進費：38千円】
ボランティア協力員の廃止により、R7年度から職員のみで実施
監視強化により不法投棄の抑制を図り、不法投棄物の早期処理により生活環境への影響の防止に努める。
- ・不法投棄防止啓発看板等の設置【不法処理防止等推進費：142千円】
地域から設置要望のある場所等に看板、のぼり旗を設置し、不法投棄の抑制を図る。

●基本施策13 環境美化の推進

- ・「旭川市ポイ捨て禁止運動取組団体認定制度」の周知強化や参加機運の醸成【予算なし】
市HP・SNS等で周知・啓発強化する。また、登録団体を対象に新たに取組回数や広範囲の活動など、特に優れた自主地域清掃活動等の取組に対し認定や表彰を行う制度の拡充を検討する。



基本方針④【環境との共生の推進】

●旭川市ポイ捨て禁止運動取組団体認定制度について

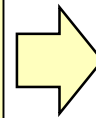
○単年度の取組に基づく認定

- ・ エキスパート : ごみのポイ捨て禁止運動 年 1 回以上参加
- ・ マスター : ごみのポイ捨て禁止運動 年 1 回以上参加 + 独自美化活動

○複数年度の実績に基づく認定

(実績に応じてポイント付与)

- ・ エキスパート認定団体 : 1 ポイント
- ・ マスター認定団体 : 3 ポイント
- ・ 単年度にごみのポイ捨て禁止運動
年 2 回参加 : 2 ポイント



- ・ ゴールド : 10 ポイント取得
- ・ プラチナ : 20 ポイント取得
- ・ レジェンド : 25 ポイント取得

【現状の取組】

- ・ 認定証の授与
- ・ 認定団体の表彰
- ・ 認定団体の活動をHPで紹介
- ・ 認定団体数 (R6末 : 19団体)

【R7取組 (課題への対応)】

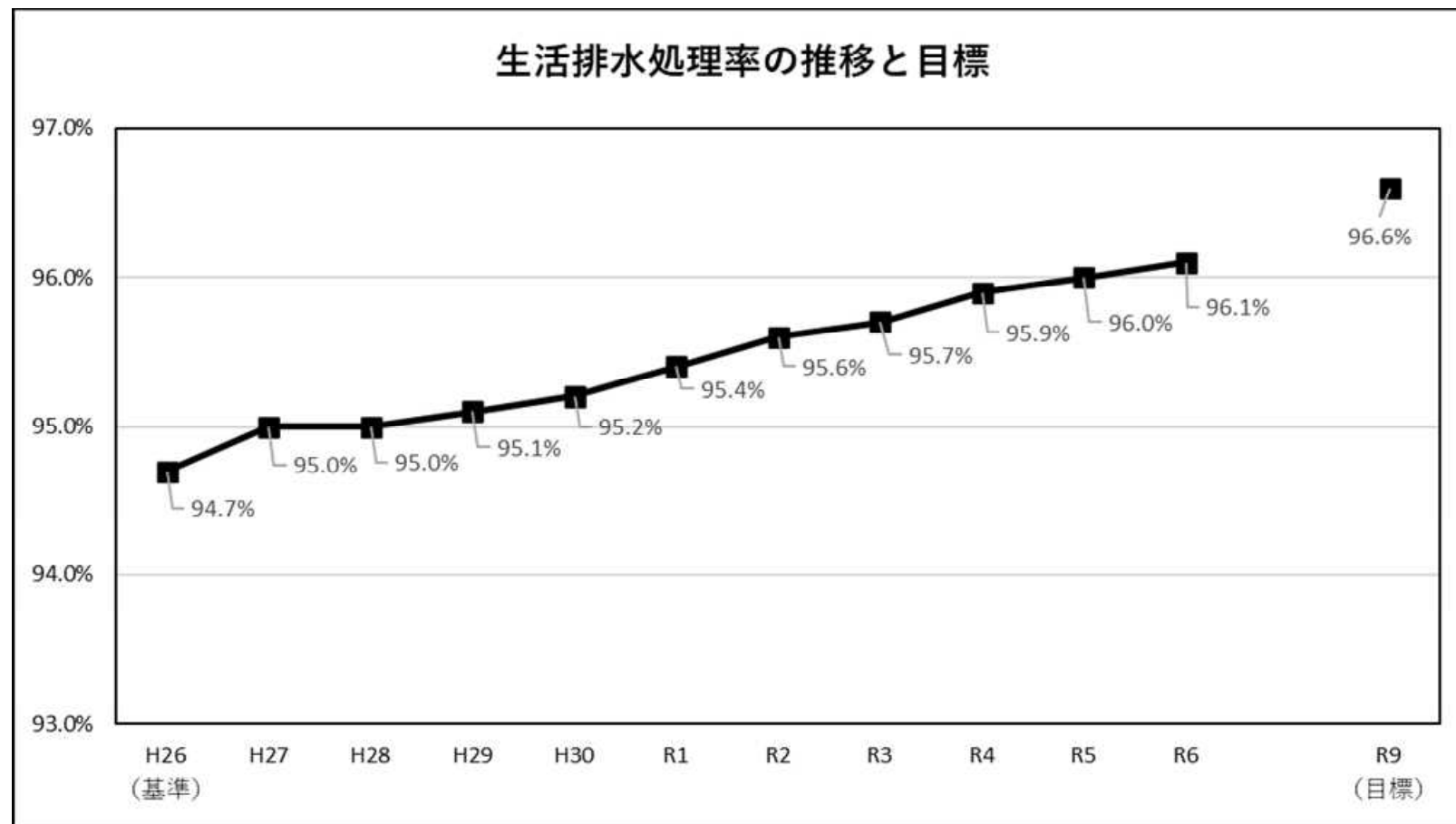
- ・ 認定団体の活動内容の周知強化
(社会貢献活動の周知機会の提供)
(認定制度の認知度の向上)
- ・ 認定団体の活動定着への支援
- ・ 特に優れた活動を行う認定団体に対する特別表彰を検討



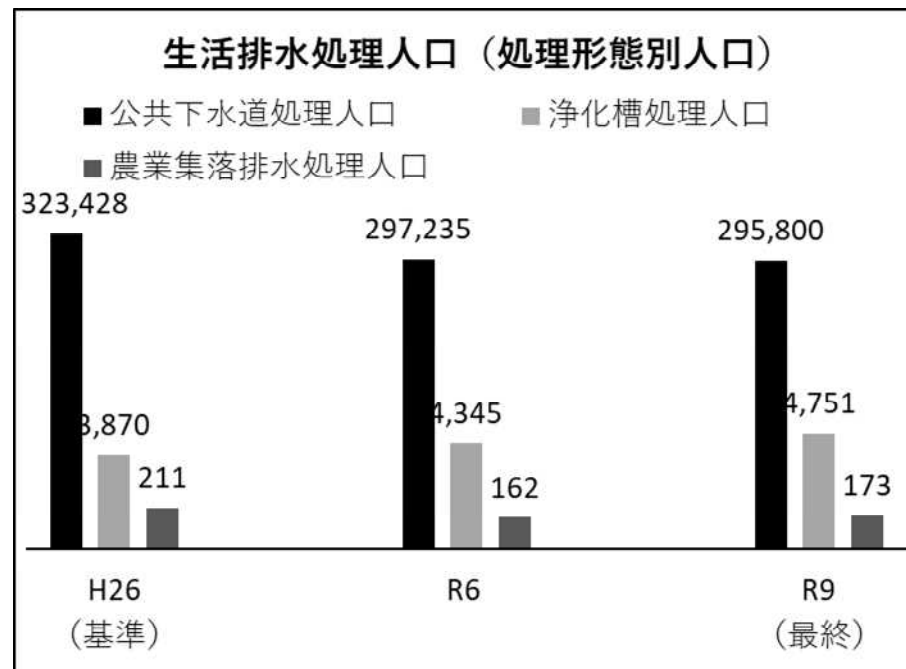
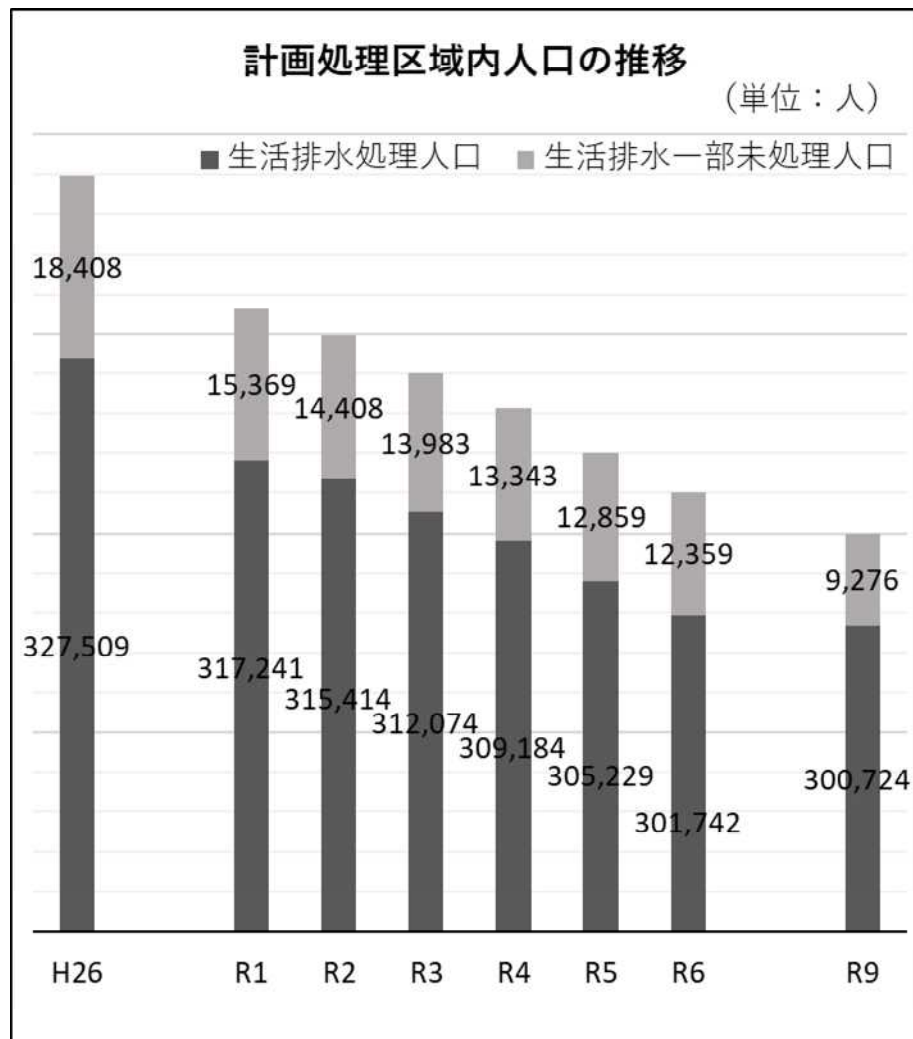
【基本方針】

- 公共下水道事業計画区域では公共下水道事業、農業集落排水処理区域では農業集落排水事業、その他の区域では浄化槽設置整備事業による生活排水処理を推進しながら、良好な水環境の保全、河川の水質汚濁防止に努める。
- 旭川市で発生した汲み取りし尿及び浄化槽汚泥を衛生的に処理し、広域的な視点に立った河川水質の保全を進める観点から、計画の区域以外の鷹栖町、東川町、東神楽町、上川町、美瑛町のし尿等についても受入れ処理する。

目標に対する進捗状況



現状と課題



生活排水処理率の目標（R9）達成には生活排水処理人口の割合増加が必要

- ・ 公共下水道及び農業集落排水区域以外の区域は合併処理浄化槽の整備促進
- ・ 発生する汲取りし尿及び浄化槽汚泥は衛生的に処理



【令和6年度の実績】

●安定したし尿処理体制の維持

- ・委託によるし尿の収集運搬業務の実施
- ・環境センターでのし尿処理の実施
- ・移動式公衆便所の貸付（33台）

●合併処理浄化槽設置の促進

- ・合併処理浄化槽の設置補助（12基）
- ・合併処理浄化槽への転換啓発チラシ配布（東旭川地区）



【令和7年度の主な取組】

●安定したし尿処理体制の維持

- ・委託によるし尿の収集運搬業務の実施継続【し尿処理費：163,548千円】
- ・移動式公衆便所の貸付、方向性整理
- ・し尿処理手数料の見直し【予算なし】
- ・環境センターでの適正なし尿処理の実施【環境センター管理費：176,725千円】
【環境センター施設改修費：7,150千円】

●合併処理浄化槽の設置促進

- ・公共下水道及び農業集落排水処理区域外の個人の住宅に合併処理浄化槽を設置する方へ設置費用の一部を補助【浄化槽設置整備費：6,049千円】
- ・汲取り・単独浄化槽世帯へ、合併処理浄化槽への転換啓発チラシ配布